

# (仮称)相模原市動物愛護センター基本計画

(案)

相模原市

# 目次

1. 背景と目的	1
1-1 はじめに	1
1-2 基本計画の位置付け	2
1-3 検討体制	3
2. 動物の愛護及び管理に関する現状と課題	4
2-1 犬、猫等の収容・譲渡	4
2-2 動物愛護精神の醸成	5
2-3 狂犬病予防行政の体制整備	6
2-4 災害時のペット対策	6
3. 基本的な考え方等	7
3-1 動物愛護行政の基本的な考え方	7
3-2 基本理念及び基本方針	7
4. 導入機能	9
4-1 動物の適正飼養の普及・啓発・指導	9
4-2 動物の適正な収容・譲渡	10
4-3 動物愛護精神の醸成	10
5. 整備地	11
5-1 整備地の考え方	11
5-2 規模の考え方	11
5-3 事業対象地の選定	11
(1) 整備地	11
(2) 効果と課題	11
5-4 整備地の概要	13
(1) 整備地の位置	13
(2) 用途地域等	13
(3) アクセス、公共交通等	14
(4) 周辺の土地利用状況等	14
(5) 地形、植生自然資源等	14

(6) 施設概要、活動等	16
(7) 整備地の現況	16
5-5 整備手法	17
6. 整備課題の整理	19
6-1 建築・機能面	19
(1) 利便性の確保、親しみやすさ	19
(2) 動物に起因する周辺的生活環境への課題	19
(3) 防犯、セキュリティ	19
(4) 労働安全	20
(5) 環境への配慮、バリアフリー	20
(6) 公共施設としての役割	20
(7) 飼養水準、動線	20
6-2 維持管理・運営面	21
(1) 動物管理	21
(2) 普及啓発・交流活動等	22
(3) 災害時対応	22
(4) 事務業務	23
(5) ガバナンス体制	23
7. 管理運営体制の整理	24
7-1 管理運営体制	24
(1) 管理運営体制と想定人工	24
(2) 専門職(獣医師、愛玩動物看護師等)の役割	24
(3) 取扱い動物	24
(4) 業務の一部の委託化の検討	24
7-2 施設管理体制	25
(1) 平時の維持管理	25
(2) 平時のセキュリティ管理	25
(3) 災害時の体制	25
8. 必要諸室	26

8-1	必要機能の整理	26
8-2	必要諸室と機能	27
8-3	必要諸室の整理	29
9.	配置計画	32
9-1	大学内での配置と利用動線	32
9-2	維持管理、災害時の利用、大学との連携等	32
9-3	諸室の配置とゾーニング	33
9-4	公共施設としての利用計画	33
9-5	法的要件の整理	35
10.	連携事業	36
(1)	動物の適正飼養の普及・啓発・指導	36
(2)	動物の適正な収容・譲渡	36
(3)	動物愛護精神の醸成	36
11.	事業スケジュール	37
	参考資料(施設規模)	38

# 1. 背景と目的

## 1-1 はじめに

近年、少子高齢化の進展や少人数世帯の増加等を背景として、動物を飼うことへの関心が高まっており、飼い主は、犬や猫を始めとする動物を単に愛玩の対象としてだけでなく、潤いや癒しを与えてくれる人生の良きパートナーとして、また、家族の一員として捉えるようになっていきます。さらに、動物とのふれあいを通じて、いたわりの心や命を預かる責任の重さ、命の大切さを考えることは、子どもたちが心豊かに育つ上でとても大切です。

一方、動物を飼う際には、その命に最期まで責任を持つとともに、周囲に迷惑をかけないよう配慮するなど、飼い主としての責任が強く求められていますが、所有者のいない動物への不適切な餌やりや、みだりな繁殖等に起因する鳴き声・糞尿等による生活環境問題を始め、動物の遺棄・虐待や多頭飼育崩壊等が社会問題となっています。

市では、平成12年4月に保健所設置市へ移行後、動物愛護管理対策及び狂犬病予防対策を推進し、近年では、猫の一時保護施設の整備や犬及び猫の多頭飼育届出制度の導入等に取り組んできましたが、現在もなお、犬及び猫の遺棄・虐待や多頭飼育崩壊等の動物の愛護及び管理を巡る様々な問題が生じています。

こうした問題に対応し、人と動物との共生社会の実現に向けて、市の動物愛護及び狂犬病予防に関する施策推進の拠点を整備するための「(仮称)相模原市動物愛護センター基本計画(以下「基本計画」という。)」を策定します。

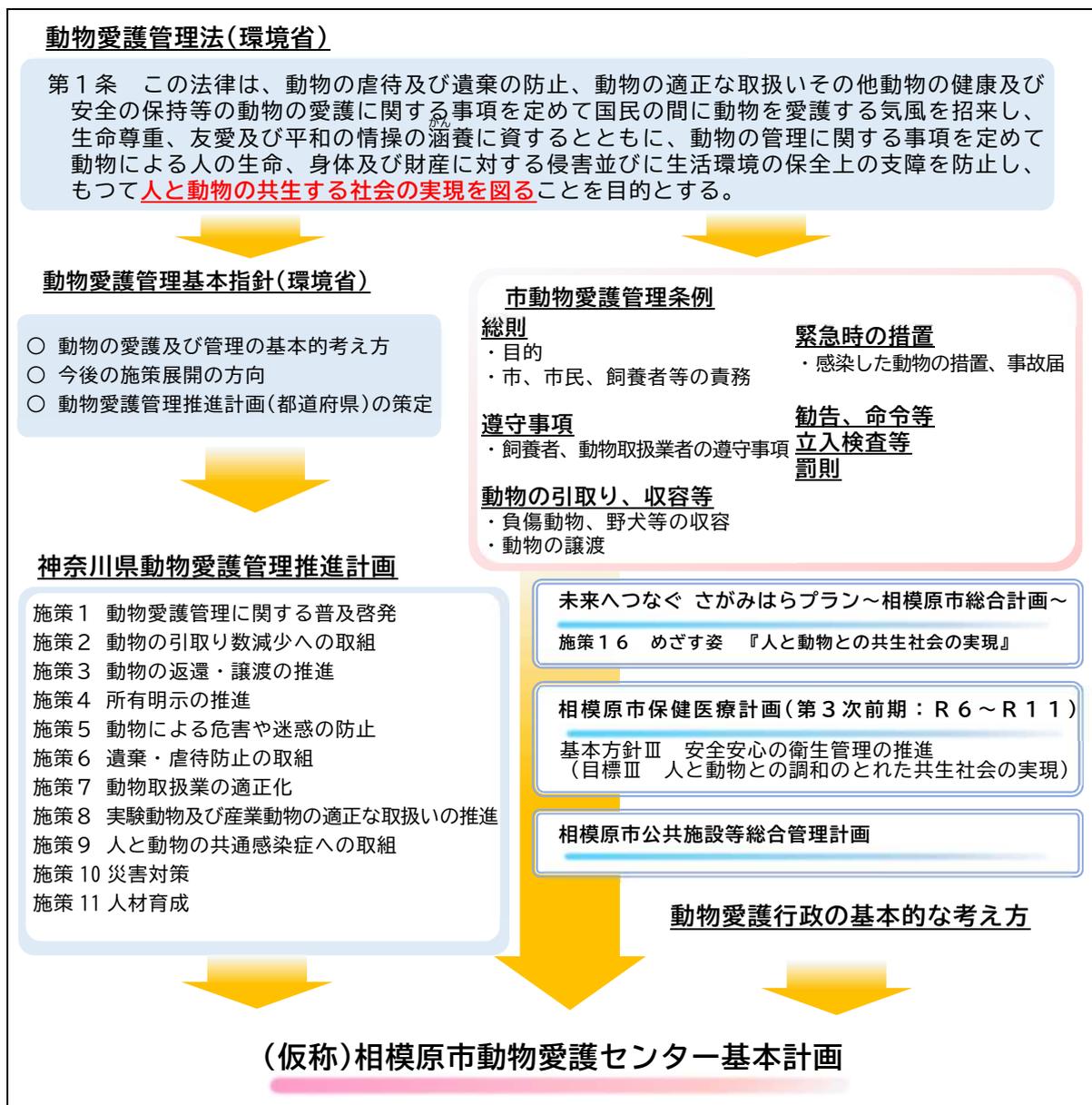
年度	動物愛護行政に係る市の動き
平成12年	保健所設置市へ移行
平成20年	「新・相模原市総合計画」において、(仮称)相模原市動物愛護センター(以下「動物愛護センター」という。)の整備検討を位置付け
平成22年	指定都市へ移行 「相模原市動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年相模原市条例第64号。以下「市動物愛護管理条例」という。)」施行
平成28年	市議会陳情『「動物愛護センター」の早期設置を求めることについて』採択 動物愛護センター整備の方向性について決定 検討体制として、「人と動物との共生社会推進懇話会」を設置
平成30年	動物愛護センターの整備手法等について、サウンディング型市場調査を実施 「人と猫との共生社会支援事業」(相談会・譲渡面接会・捕獲ケージ貸出し・地域猫支援・ボランティア登録等)を開始
令和4年	動物愛護管理行政を体系的に整理し、包括的に推進することを決定
令和5年	「猫の一時保護施設」の運用を開始 猫の一時預かりボランティア制度の導入
令和6年	「動物愛護行政の基本的な考え方」の策定
令和7年	多頭飼育届出制度の導入 学校法人麻布獣医学園と「動物愛護センターの整備等に関する基本協定」を締結

## 1-2 基本計画の位置付け

基本計画は、令和6年12月に決定した「動物愛護行政の基本的な考え方」に基づき、市の動物愛護及び狂犬病予防に関する施策推進の拠点としての施設機能を整理し、基本コンセプトや施設整備の方向性を定めるものです。

策定に当たっては、「相模原市総合計画」等の上位計画、「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方(以下「相模原市公共施設等総合管理計画」という。)」等の公共施設に関する計画のほか、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）」、「狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)」、「神奈川県動物愛護管理推進計画」等の関連する法令・計画や市動物愛護管理条例の考え方を踏まえることとします。

### 上位計画、関連計画等との位置付け



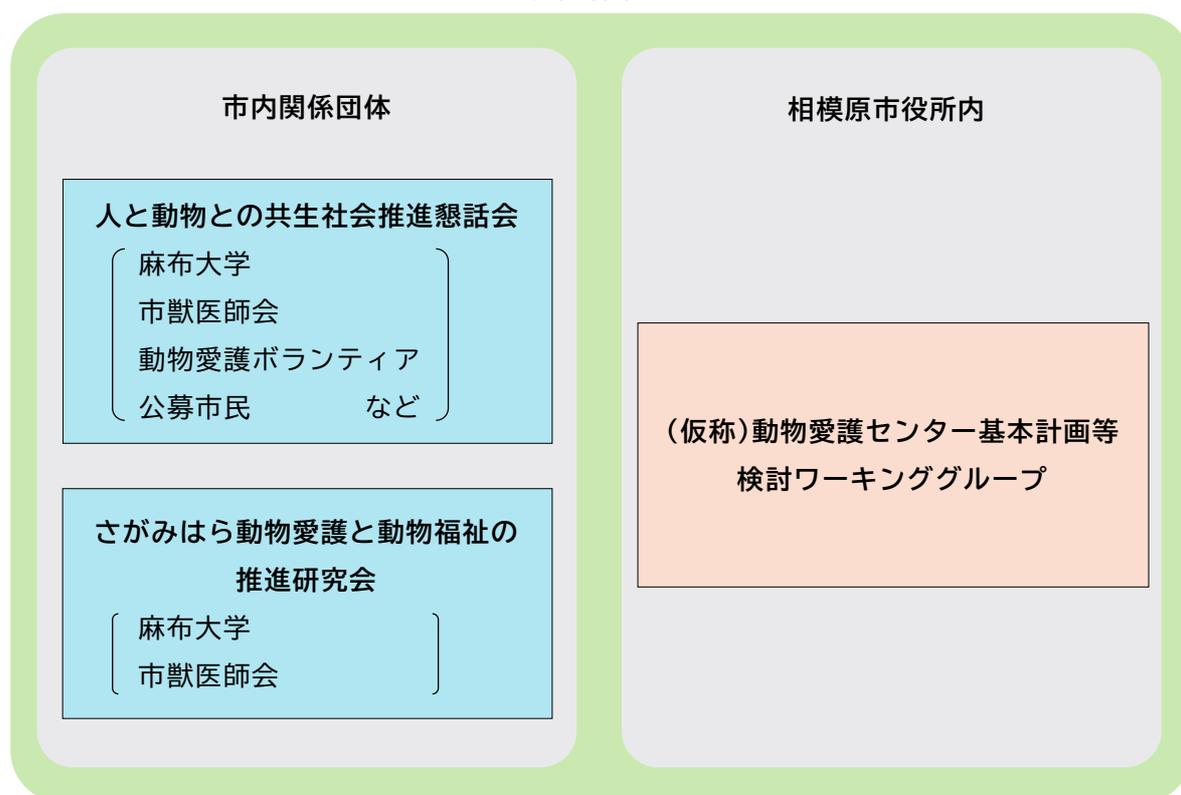
### 1-3 検討体制

基本計画の策定に向け、学識経験者及び関係団体からの推薦者、公募市民等で構成する「人と動物との共生社会推進懇話会(以下「懇話会」という。)」を開催し、構成員からの意見を伺いながら検討を行いました。

また、令和6年7月に麻布大学と一般社団法人相模原市獣医師会(以下「市獣医師会」という。)が設置した「さがみはら動物愛護と動物福祉の推進研究会(以下「研究会」という。)」に参加し、産学官連携による設置・運営の可能性についても模索しました。

市においては、「(仮称)動物愛護センター基本計画等検討ワーキンググループ」を設置し、技術的な検証を行いながら、懇話会での意見や視点を踏まえ、基本計画としてまとめました。

#### 検討体制



## 2. 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

### 2-1 犬、猫等の収容・譲渡

市では、動物愛護管理法等に基づき、収容及び引取りをした犬、猫等の返還と譲渡の推進に向けて取り組んでいます。

日頃から、終生飼養に関する啓発に努めるとともに、神奈川県、麻布大学、動物愛護団体、ボランティアなどの協力により、高い返還・譲渡率を維持しています。

(図1、2)

図1 相模原市における犬の収容・引取数、返還数、譲渡数、死亡数の推移

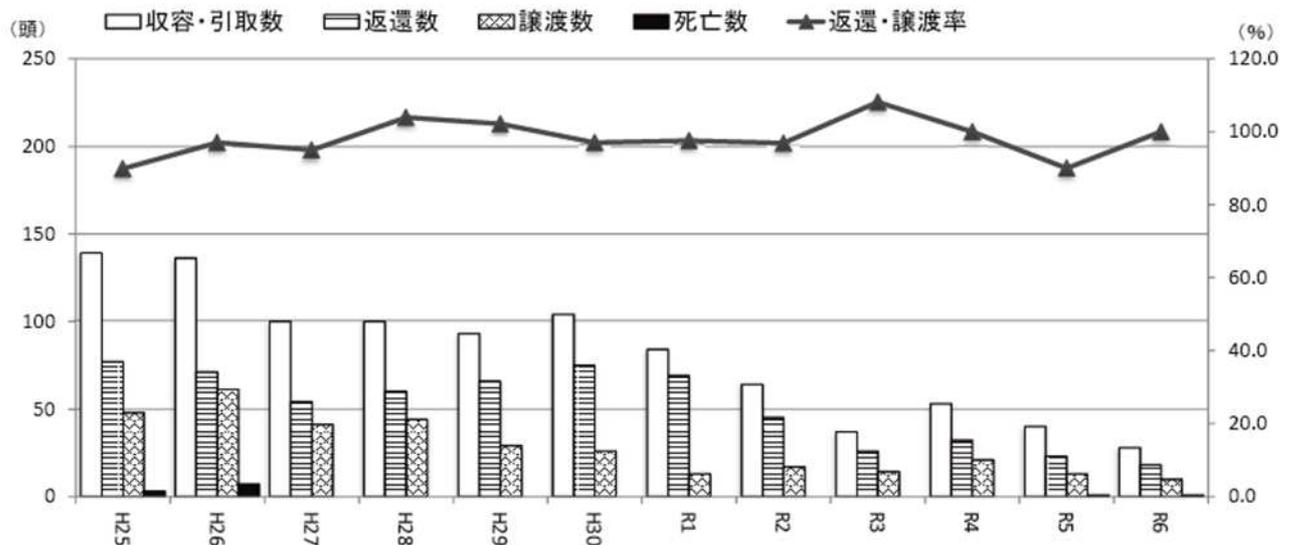
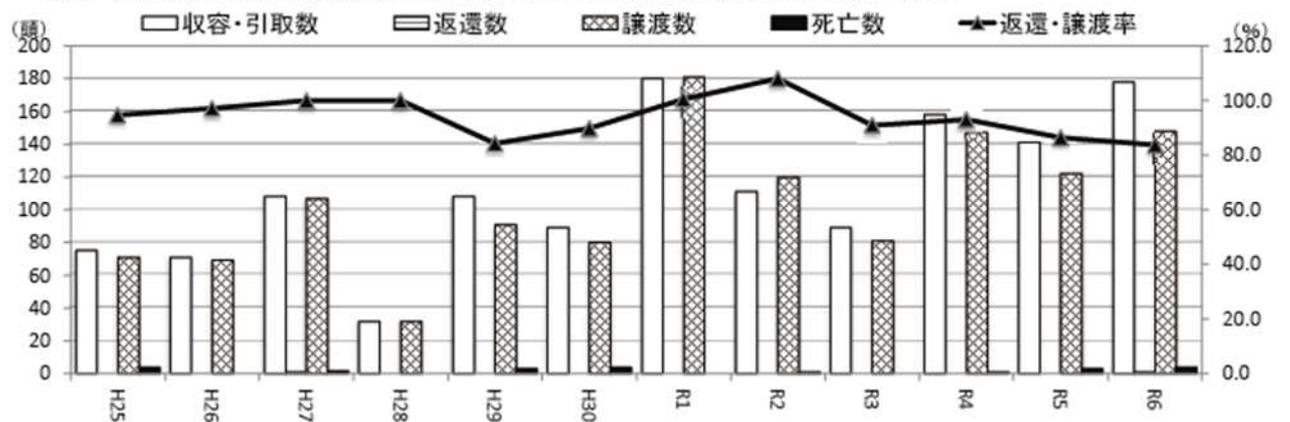
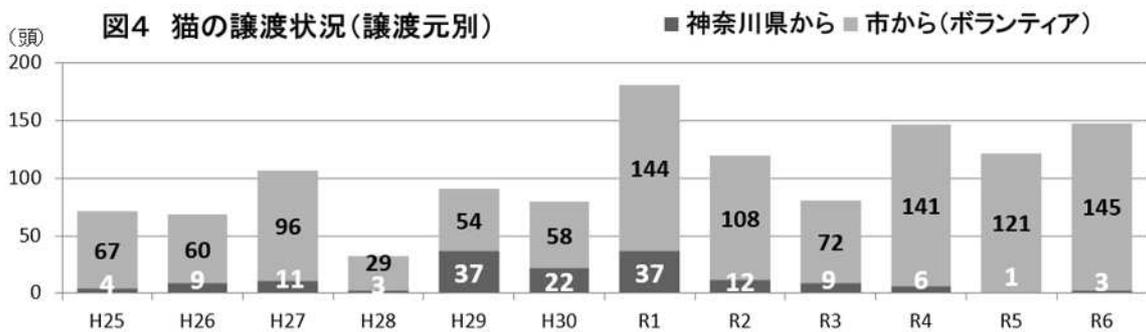
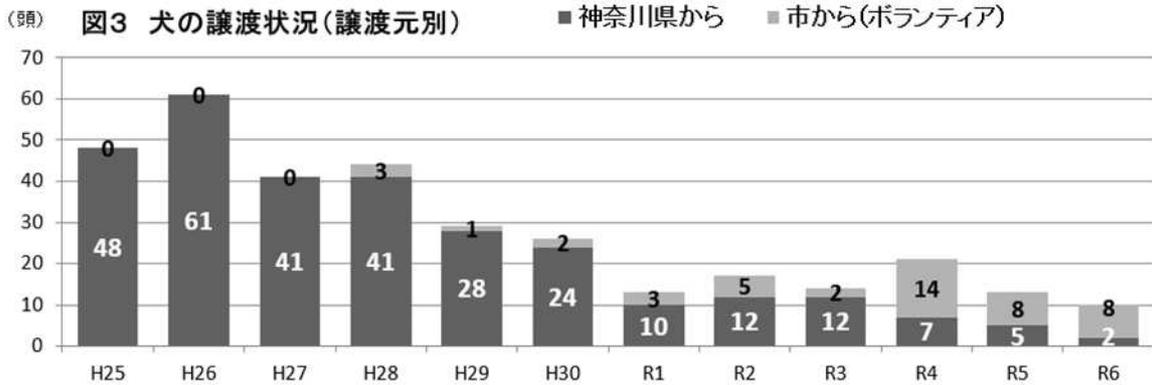


図2 相模原市における猫の収容・引取数、返還数、譲渡数、死亡数の推移



特に犬については、市に長期収容できる施設がないことから、神奈川県を通じた譲渡のほか、近年では、動物愛護ボランティアへの譲渡も行っています。(図3)

また、市が収容及び引取りをした猫については、その多くを動物愛護団体へ譲渡しています。(図4)



また、市が収容及び引取りをしていない猫についても、平成25年度から市民協働事業として「猫の譲渡面接会」を開始し、平成30年度からは「人と猫との共生社会支援事業」として、市が主体的にボランティアとの連携体制を構築し、市民から市民への譲渡を促進しています。

しかし、こうした実績の一方で、神奈川県及び動物愛護ボランティアに依存した体制やボランティアの育成・支援が課題となっています。

加えて、猫の収容数は、近年増加傾向にあります。これは多頭飼育崩壊の発生に起因しているものです。

市では、多頭飼育崩壊の発生等を防ぐため、令和7年4月から6頭以上の犬又は猫を飼養している場合の届出を市動物愛護管理条例で制度化しましたが、ペットや飼い主はいずれも高齢化が進んでおり、飼育困難者は今後も増加すると考えられます。

## 2-2 動物愛護精神の醸成

環境省が策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」において、国及び地方公共団体は、動物愛護推進員、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施することとなっています。

市では、動物愛護キャンペーンや犬のしつけ方教室の実施、犬の散歩時のフンの持ち帰りに関する啓発看板の作成・配布などにより、飼い主の所有明示の普及や正しい

飼い方の啓発を行うとともに、動物取扱業者・特定動物飼養者への立入検査や研修を行い、動物の適正な管理を指導しています。

人と動物との共生社会の実現のためには、動物を飼っている人にも飼っていない人にも、また、動物を好きな人にも苦手な人にも、広く動物愛護精神の醸成を進めることが重要であり、子どもたちへの動物を通じた学びの機会を設けるなど、更なる普及啓発に取り組むことが必要です。

### **2-3 狂犬病予防行政の体制整備**

日本における狂犬病の発生は、昭和32年以降、確認されていませんが、周辺国を含む世界のほとんどの地域では依然として発生しており、WHO(世界保健機関)の推計によると毎年5万人以上の患者が死亡しています。海外との交流も多い日本は、常に侵入の脅威に晒されており、侵入に備えた対策が重要です。

市内における犬の収容頭数は、減少傾向にあるものの、年間で約50～100頭の犬を収容しています。

このため、市民の安全を確保するためには、市の狂犬病予防行政の体制を十分に整備することが課題となっています。

### **2-4 災害時のペット対策**

相模原市地域防災計画において、市は、ケージ等の物資の備蓄及び確保に努めるとともに、ペットの所有者・管理者に対して、飼い主の所有明示(鑑札、マイクロチップの装着等)、しつけ、健康管理、ケージ・ペットフード等の避難時の物資の確保、ペットの預け先の確保等について、啓発することとしています。

令和元年東日本台風や令和6年能登半島地震など、近年の大災害の教訓から、負傷動物や放浪動物等の保護、被災ペットの一時預かり、避難生活の飼い主支援など、想定される課題に対して、災害時の拠点を設置して取り組む必要があるなど、災害時のペット対策の強化が課題となっています。

### 3. 基本的な考え方等

#### 3-1 動物愛護行政の基本的な考え方

動物の安定的な収容及び返還・譲渡の推進並びにその根幹をなす市民の動物愛護精神の醸成を図るため、市は、動物愛護の拠点となる施設として、動物愛護センターを設置し、動物愛護行政としての機能を果たすこととします。

なお、事業実施に当たっては、市獣医師会、動物病院、麻布大学、動物愛護ボランティアといった多様な主体と連携・協働しながら、民間協力や委託も含めた方法を検討することにより、効率的・効果的に動物愛護行政の推進に取り組みます。

#### 3-2 基本理念及び基本方針

動物愛護センターは、「人と動物との共生社会の実現～いのちの大切さを学び、実践する施設～」を基本理念とし、「いのちを守る場所」、「いのちをつなぐ場所」、「いのちを育む場所」の3つの基本方針の下、それぞれ必要な機能を有するものとしてします。

## 人と動物との共生社会の実現

～いのちの大切さを学び、実践する施設～

### いのちを守る場所

動物の適正飼養推進の拠点として、飼い主の責務としての適正飼養、終生飼養の指導を行うとともに、災害時の拠点として、動物救護本部を設置し、物資の備蓄や防災意識の啓発等を実施します。

また、狂犬病予防を含めた動物由来感染症対策に取り組みます。

### いのちをつなぐ場所

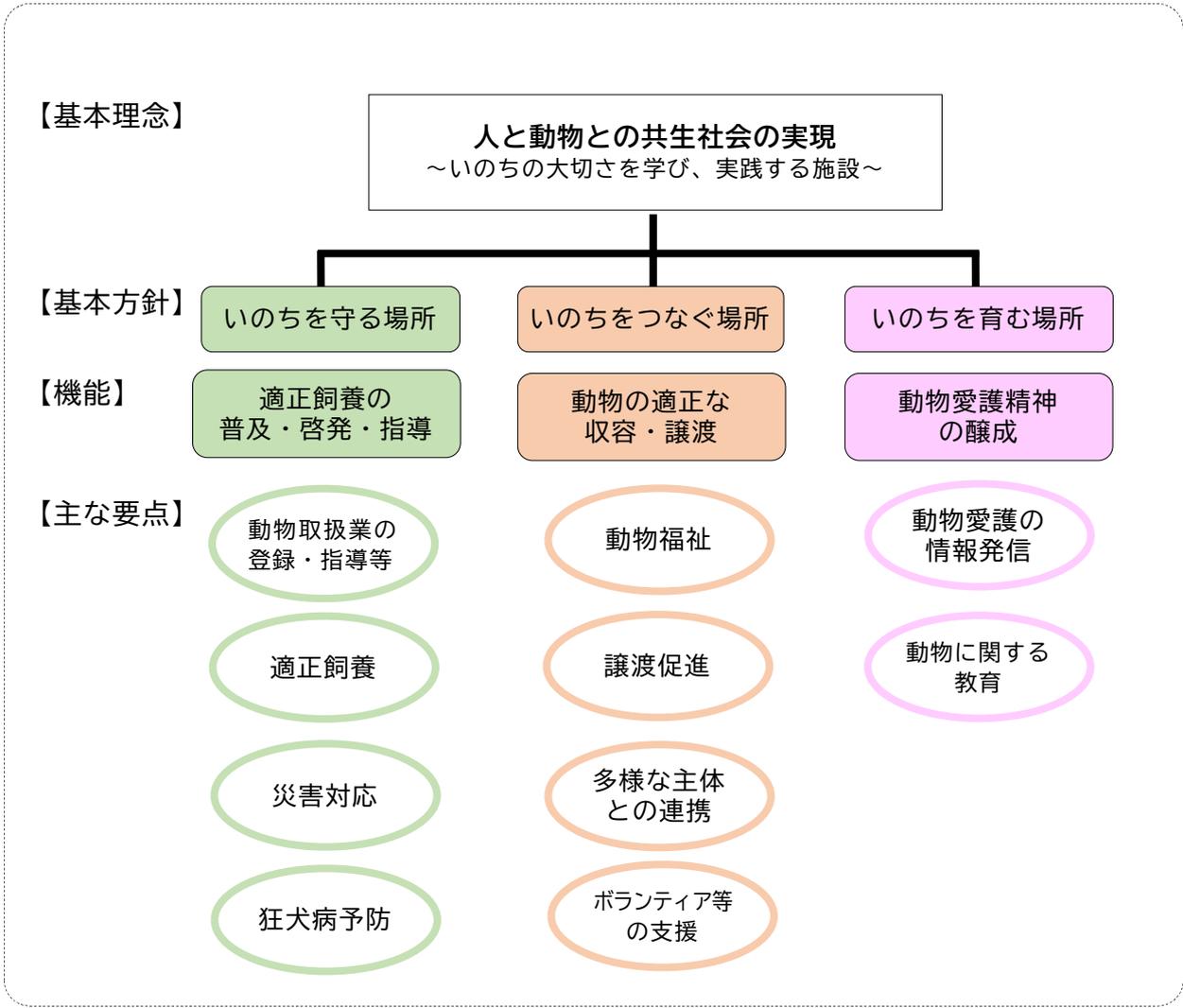
動物の譲渡促進の拠点として、動物福祉に配慮した保護収容スペースを確保し、健康管理、治療等を行い、譲渡活動を推進します。

また、麻布大学、市獣医師会、動物愛護ボランティア等の多様な主体と連携することで、効果的な収容・譲渡を行います。

### いのちを育む場所

動物愛護の啓発の拠点として、誰もが動物を身近に感じ、正しい接し方を学ぶことのできる学習の場を設けるなどして、命の大切さを伝え、動物愛護精神の醸成を図ります。

また、動物愛護に関する情報発信や市民の豊かな交流の場としての機能を果たします。



## 4. 導入機能

動物愛護管理法及び狂犬病予防法に基づき、動物愛護センターに導入する機能を次のとおりとします。

### 4-1 動物の適正飼養の普及・啓発・指導

#### ○ 動物取扱業の登録・届出・監督等

動物取扱業に係る登録申請及び届出の受付業務を行います。

また、動物取扱業者が取り扱う動物の健康及び安全の保持その他適正な取扱いを確保するため、立入検査を行い、必要に応じて指導等を行うとともに、動物取扱責任者が受講すべき研修を実施します。

#### ○ 特定動物飼養者の許可・監督

特定動物の飼養に係る許可申請の受付業務を行います。

また、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため、立入検査を行い、必要に応じて指導等を行います。

#### ○ ペットの適正飼養啓発・生活被害防止

ペットの飼い方やしつけ方等に関する市民向け講座を開催するなど、終生飼養、マイクロチップの着用等に係る普及啓発を行います。

#### ○ 愛護動物による生活環境被害への対応

ペットの飼育公害や野良猫等に関する市民相談を受け付けます。

また、生活環境被害を防止するため、野良猫や地域猫の不妊去勢手術を推進します。

#### ○ 災害時のペットの一時保護及びペット用品備蓄

災害発生時に被災したペットを一時的に保護し、収容します。

また、避難所等で必要となるペット用品を備蓄します。

#### ○ 動物由来感染症の啓発

動物由来感染症の予防に関する啓発等を行います。

#### ○ 犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付

犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付に係る手続の受付業務を行います。

#### ○ 狂犬病発生時の対応

狂犬病発生時に、検診、病性鑑定※その他必要な措置を講じます。

※ 病性鑑定：病気かどうか診断すること

#### 4-2 動物の適正な収容・譲渡

##### ○ 動物の適正収容

やむを得ない事情により飼い主が飼えなくなった犬及び猫を収容します。

また、路上等で負傷している犬、猫等を収容します。

なお、犬、猫等の収容に当たっては、収容室の広さや運動スペースの確保など動物福祉に配慮します。

##### ○ 収容した動物の返還・譲渡

収容した動物を市ホームページ等で周知し、速やかに飼い主へ返還できるよう努めます。飼い主が見つからない場合は、必要に応じて人馴れさせ、新たな飼い主等へ譲渡します。

また、動物愛護ボランティアの支援を行います。

##### ○ 収容した動物への獣医療実施

収容動物の感染症対策を実施し、健康観察を行います。必要に応じて、病気やケガの治療を行います。

##### ○ 収容する動物の削減

地域や福祉部局と連携し、多頭飼育崩壊のおそれがある状況を事前に把握するほか、野良猫や地域猫の不妊去勢手術の促進により繁殖を防ぐことで、収容に至る動物の数を削減します。

#### 4-3 動物愛護精神の醸成

##### ○ 動物愛護に関する普及啓発

動物愛護キャンペーン等の情報発信や災害時の備え等の普及啓発を行います。

##### ○ 動物に関する教育活動

しつけ方教室や、子ども、高齢者等を中心とした動物介在活動<sup>※</sup>等を行います。

※ 動物介在活動：生活の質の向上を目的とした動物とのふれあい活動

## 5. 整備地

### 5-1 整備地の考え方

動物愛護センターの整備地については、想定する規模の施設の建設が可能である場所とし、次の条件を満たすものとします。

#### 【整備地の主な条件】

- ① 動物愛護啓発や譲渡の機会を増やすため、アクセスの良い場所であること
  - ・ 公共交通機関や車による来所に適している
  - ・ 市民、関係団体、ボランティア等が集まりやすい
  - ・ 動物の保護収容や相談・苦情対応が迅速に行うことができる
- ② 災害時の動物救護対策の実施に適した場所であること
  - ・ 災害時の拠点として自然災害の影響を受けにくい
  - ・ 災害時に動物救護や物資集積場所として活用できる場所が確保できる
- ③ 関係機関と連携しやすい場所であること
  - ・ 動物由来の感染症が発生したときに、関係機関との連携を行いやすい
  - ・ 災害時に庁内関係部署との連携を行いやすく、また、市の応援職員の派遣等に支障が生じない
  - ・ 収容動物の飼養管理に当たり、麻布大学や市獣医師会と連携しやすい

### 5-2 規模の考え方

想定する規模については、基本理念及び基本方針から導いた3つの機能を果たすための施設設備を設け、その事務処理を行うことができるよう、必要な諸室の広さを基に算出することとします。

### 5-3 事業対象地の選定

#### (1) 整備地

動物愛護センターの設置に当たっては、当初、市の所有地を候補地としていましたが、整備地の計画を検討する過程で、研究会から、麻布大学獣医学部との連携による運用を前提とした同大学の敷地内での整備の提案がありました。

市の動物愛護に対する考え方や整備地としての適性を検討した結果、麻布大学の敷地内に設置することを前提として調整を図ることを決定しました。

#### (2) 効果と課題

麻布大学の敷地内に整備することにより、施設の共同利用のほか、同大学が有する高度な専門知識や経験、教育力などの活用により、動物愛護精神の醸成や災害時の動物救護対策、収容動物の治療、看護等への様々な支援や助言が期待されます。一方、課題として、公共施設としての持続性、運営の独立性、セキュリティ面等が挙げられます。

## 【動物愛護センターを麻布大学に設置することによる主な効果と課題】

### 【市への効果】

- ・ 動物愛護の拠点として啓発機能等の向上
- ・ 市民への発信力
- ・ 官学連携によるイメージアップ・話題性(全国2例目、指定都市初)
- ・ 交通アクセスが良く、市民、ボランティア等が訪れやすい

### 【大学への効果】

- ・ 官学連携、地域連携によるイメージアップ・話題性
- ・ 学生への実践的な動物の取扱いや管理等を学ぶ機会の提供(教育プログラムへの活用)
- ・ 地域や子どもへの動物に関わる教育の実施に係る官学連携(動物に関する興味、好奇心、創造性の育成等)
- ・ 専門的な知識やノウハウをいかした社会貢献

### 【課題】

- ・ 公共施設としての持続性の確保(賃貸借に係る契約内容の調整)
- ・ 運営の独立性(責任分担)の確保
- ・ セキュリティの確保

## 5-4 整備地の概要

### (1) 整備地の位置

麻布大学

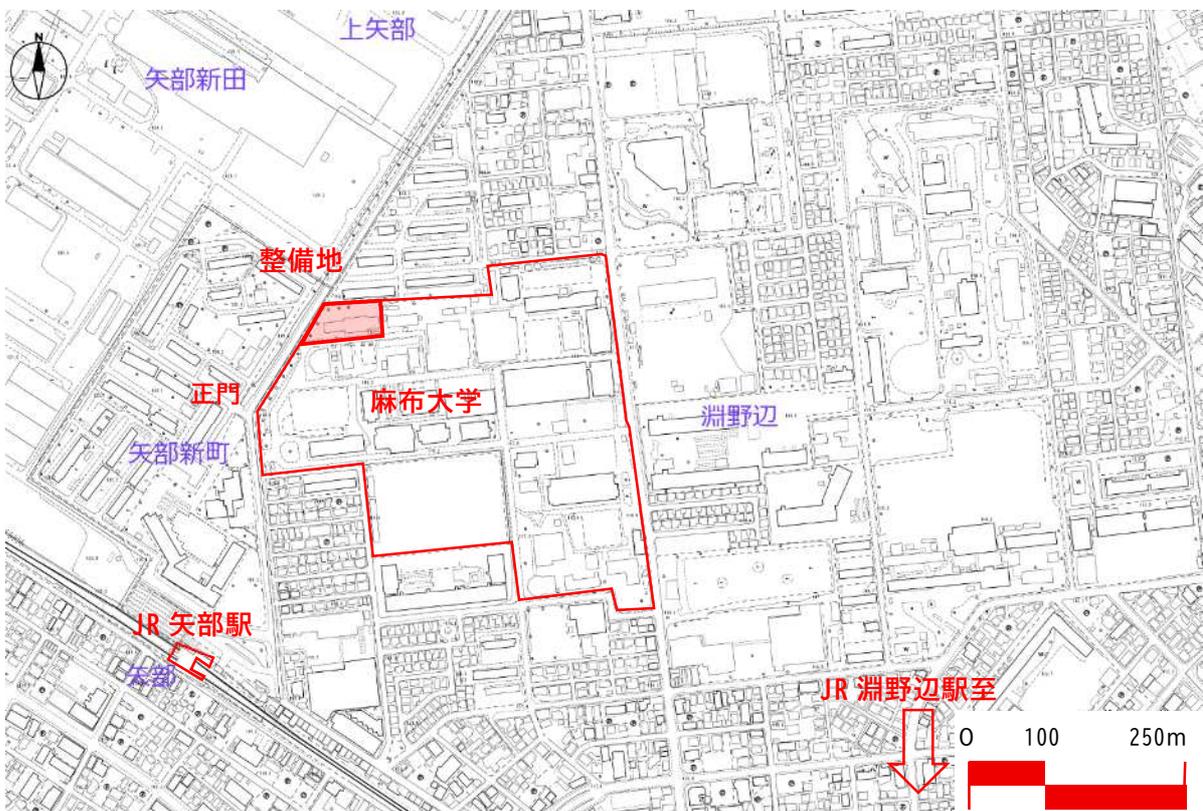
#### 【敷地の概要】

- ・ 位置：中央区淵野辺1-17-71(北西の一角)
- ・ 用途地域：第一種住居地域
- ・ 面積：敷地(111,303.07㎡)の一部
- ・ 立地環境：市街地に位置し、鉄道、自動車等による交通アクセスが良好

### (2) 用途地域等

事業対象地の用途地域等の指定状況は、次のとおりです。

#### 【事業対象地】



#### 【事業対象地の敷地概要】

住居表示	相模原市中央区淵野辺1-17-71
敷地面積	111,303.07㎡
用途地域等	第一種住居地域
容積率	200%
建ぺい率	60%(角地70%)
防火・準防火地域	準防火地域
高さ制限	道路斜線制限 規制あり

	隣地斜線制限 規制あり
日影規制	規制される日影時間：境界線から5m超え10m以内の範囲4時間 境界線から10mを超える範囲2.5時間 平均地盤面からの高さ 4.0m
既存建築の主たる用途	大学
前面道路	幅員16.1m 接道207.13m

### (3) アクセス、公共交通等

JR矢部駅から近く、また、敷地の外周が道路で囲まれているため、徒歩、自動車ともにアクセスは良好です。

矢部駅からは正門まで250m、整備地まで直線距離で500m程度です。

### (4) 周辺の土地利用状況等

麻布大学の東側は、工業地域であり、工業施設が近接して立地しています。

南側、西側及び北側は、住居系の施設が多く、団地や住宅が立地しています。

### (5) 地形、植生自然資源等

おおむね平坦な土地となっており、敷地内の緑は豊かです。

【施設マップ(写真左が北)】 \*麻布大学ホームページから



番号	施設名
①	本館
②	馬場
③	麻布大学 いのちの博物館
④	動物飼育エリア
⑤	豚舎
⑥	産業動物臨床教育センター
⑦	大教室
⑧	8号館
⑨	麻布総合グラウンド管理棟
⑩	麻布総合グラウンド
⑪	6号館
⑫	学術情報センター
⑬	生物科学総合研究所
⑭	9号館(メディアステーション)
⑮	麻布獣医学園アリーナ
⑯	附属高等学校
⑰	1号館
⑱	獣医臨床センター・動物医療センター(附属動物病院)
⑲	麻布大学 Wind Chimes (ドッグラン・ラウンジ)
⑳	7号館
㉑	コンパニオン・ドッグ・ラボラトリ
㉒	2号館
㉓	テニスコート
㉔	カフェテリアさくら
㉕	テラスいちょう(生協売店)
㉖	クラブハウス
㉗	学生ホール

【主な施設】



①本館



②馬場



④動物飼育エリア(飼育舎)



⑩総合グラウンド



⑱獣医臨床センター・動物医療センター  
(麻布大学附属動物病院)



㉑コンパニオン・ドッグ・ラボラトリ

## (6) 施設概要、活動等

麻布大学は、「地球共生系～人と動物と環境の共生をめざして～」を教育理念として、「獣医」「動物」「健康」「食物」「環境」の5つの視点から“地球と共に生きる”未来を描いています。アクセスの良い都市近郊の立地でありながら、優れた動物飼育環境を確保しており、獣医師及び愛玩動物看護師を育成する教育機関であるとともに、動物病院も備えています。

また、市民と動物との関わりについても積極的であり、動物病院のほかにも、犬のしつけ方教室など動物愛護に関する啓発活動が行われています。



麻布大学 Wind Chimes(ドッグラン・ラウンジ) ラウンジ兼セミナー施設(ペット同伴可能)  
\*犬のしつけ方教室やサイエンスカフェ、乗馬体験などのイベントや大学の実習・ゼミを行っている。

## (7) 整備地の現況

整備地である敷地北西側の動物飼育エリアは、敷地境界に接しており、前面道路からのアクセスの良さと、エリアの独立性を確保できる点で優れています。



写真①  
正門方向から右手奥が整備地。  
赤いゲートは道路にアクセスする。



写真②  
整備地を西から東方向を望む。  
右手が改築予定の動物舎。  
車両は動物舎と樹木の間を抜けて  
駐車スペースに向かう。



写真③  
駐車スペースを西から東方向を望む。  
右手奥が動物舎、左手の中層住居は、  
敷地に隣接する官公庁の宿舍。



写真④  
駐車スペースを東から西方向を望む。  
駐車スペースと利用している草地は、  
おおむね20m×100m程度。

## 5-5 整備手法

動物愛護センターでは、麻布大学内の土地を賃借して整備することから、同大学との調整・協議が必須となります。

基本計画において、この整備手法を選択した理由と方針等は、次のとおりです。

### ①麻布大学の施設の一部を賃借する手法(賃貸方式)で整備することについて

麻布大学の敷地内に市が整備する場合、同大学の施設整備計画と市の公共施設の保全・利活用基本指針との整合性の確保が困難です。

解決策としては、麻布大学が、同大学の施設整備計画に即して動物愛護センターと教育施設を併せた建物を建築し、動物愛護センター部分を市が借り受ける方式が有効となります。

一方で、動物愛護センターは、公共施設としての機能維持や広く多くの市民に利用される施設であるため、維持管理体制や恒久性の担保(整備方針の変更、将来的な改築、改修のタイミング)等に向けた調整を慎重かつ綿密に行う必要があります。

### ②麻布大学の敷地内に動物愛護センターを整備するメリットについて

動物愛護に関する市民への啓発活動に取り組んでいる麻布大学と協働することは、ノウハウの共有、施設利用や市民へのPRといった面で大きなメリットがあります。

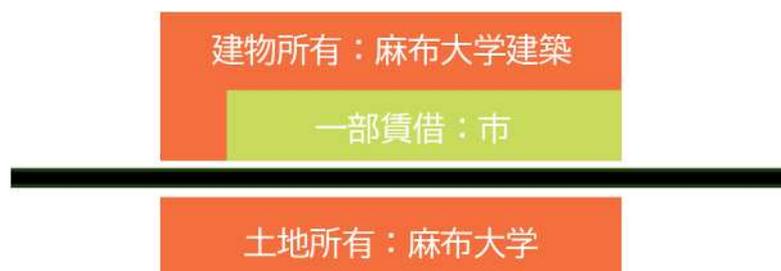
麻布大学の敷地内に動物愛護センターを設置することは、このメリットを最大限活用するために有効な手法と考えます。

### ③市の独立性の担保について

動物愛護センターは、災害時の動物救護の拠点としての機能を含むほか、動物愛護管理法や狂犬病予防法に基づき、市が直接行わなければならない業務が多くあります。

動物愛護センターとしての運営は市が自ら行い、清掃や設備点検等の施設の維持管理に係る業務等については、委託化を検討します。

#### 【整備手法のイメージ】



## 【動物愛護センターの整備イメージ】

※画像作成は OpenAI「ChatGPT」及び「GoogleGemini3」を使用しています。

### 外観のイメージ



○既存校舎となじむシンプルなイメージ

### 活動のイメージ



○各種講習会、動物譲渡会



○収容動物のケア



○動物や飼い方について学ぶ

## 6. 整備課題の整理

動物愛護センターの整備に向けて考慮すべき課題とその対応を①建築・機能面、②維持管理・運営面に分類し整理しました。

### 6-1 建築・機能面

#### (1) 利便性の確保、親しみやすさ

動物愛護センターは、時代の変化と共に動物を通じて、命の大切さを学ぶ施設として親しみやすく温かみのある施設が求められます。

誰でも立ち寄れる利便性の確保、親しみやすさや分かりやすさへの配慮などが課題として挙げられます。

##### 【対応】

外部からの視認性(分かりやすさ)に配慮します。

施設へのアクセスのしやすさ、シンプルな動線等に配慮します。

#### (2) 動物に起因する周辺の生活環境への課題

動物愛護センターは動物を収容する施設であることから、鳴き声や臭い、動物の逸走防止など動物に起因する周辺住民の生活環境への配慮と安全の確保が重要です。

動物の逸走防止や脱臭装置などの機能や動物の収容室の防音機能が課題として挙げられます。

##### 【対応】

諸室の防音性能を高めるほか、音や臭いの発生源となる諸室は、大学敷地側に配置するなどの配慮をします。

また、動物の逸走防止に配慮した仕様とします。

#### (3) 防犯、セキュリティ

動物愛護センターは、動物を収容する施設であることや犬の登録などによる個人情報等を取り扱う施設であることから、入出管理など十分なセキュリティ管理が求められます。

##### 【対応】

屋内においては、動物愛護センターの区域を区切り、管理用動線のみとする等、利用者(市民)、職員、大学関係者の利用区域を設定します。

#### (4) 労働安全

業務の性質上、狂犬病の罹患犬を取り扱う可能性や、多頭飼育崩壊の場など劣悪な環境へ立ち入ったり、人慣れしていない動物を取り扱ったりする機会が多い職場であるため、従事する職員の安全や衛生面を確保した施設及び設備の整備が求められます。

##### 【対応】

消毒・手洗いといった職員の衛生管理に対する施設の充実や、利用区域の設定等には十分に配慮します。

#### (5) 環境への配慮、バリアフリー

再生可能エネルギーの導入などによる地球環境への配慮が求められます。

また、様々な人の利用を想定し、バリアフリーに配慮した設備の仕様や施設内の案内方法等が求められます。

##### 【対応】

環境に配慮した施設整備に取り組むほか、多くの市民が快適に利用できるようバリアフリー対応の施設を導入します。

#### (6) 公共施設としての役割

平常時の利用のほか、災害時の動物救護の拠点としての機能や、動物愛護管理法や狂犬病予防法などの法令に基づいた業務への対応が求められます。

##### 【対応】

大学施設を一部貸借する形式ですが、公益性を持った施設であることから、その活動に配慮した施設とします。

#### (7) 飼養水準、動線

収容される動物が不自由なく健康を維持できるとともに、職員や利用者が安全に利用できる施設が求められます。

##### 【対応】

動物福祉に配慮し、ストレスを与えない飼養環境と衛生状態を保つことに加え、動線や区画にも留意した仕様や配置とします。

## 6-2 維持管理・運営面

### (1) 動物管理

#### ○ 収容動物の福祉

動物の性質の違いによる音や環境変化によるストレス対策として、収容室の防音性能が課題として挙げられます。

また、収容する動物の状態は様々であることから、収容室から運動場までの動線も課題となります。

#### ○ シェルターメディスン※

動物愛護センターは、多くの動物が出入りする施設の特性上、シェルターメディスンに基づいて動物の管理を行う必要があります。

動物間の感染を防ぐための検疫や個別管理のほか、感染が発覚した際の隔離空間や動線計画が課題となります。

※ シェルターメディスン：動物保護施設における群管理に関わる獣医療のこと。

#### ○ 譲渡促進

譲渡を促進するためには、<sup>じゅん</sup>馴化※やグルーミング※などが重要であり、馴化のための部屋やブラッシング、シャンプーなどを行う部屋を設置する必要があります。

※ 馴化：動物が人や外の世界に慣れて問題行動などが起こらなくなること。

※ グルーミング：ブラッシングやシャンプーなどで体を清潔に保ち、健康を維持する手入れ全般のこと。

#### ○ 獣医療

動物の診察、治療、手術等に対応する諸室とその動線の設置を考慮する必要があります。

#### 【対応】

動物にとってストレスのない環境とし、獣医療の施設の充実や、機能性を考慮した動線・施設配置に配慮します。

## (2) 普及啓発・交流活動等

- ペットの適正飼養普及啓発活動の場  
動物を飼っていない人を含む市民に対して、広く動物愛護の醸成や適正飼養の普及啓発を行うための場の確保が課題として挙げられます。  
運動広場や、飼い主向けしつけ方教室の実施スペースの確保も課題です。
- 動物愛護ボランティア等の交流の場  
市民や動物愛護ボランティアが集まり、交流や活動する場所づくりが課題です。
- 駐車場、広場等外構施設  
動物同伴で来館されるケースが想定されることから、専用(又は優先的)駐車場の設置が必要となります。  
開館日が麻布大学と異なるケースを踏まえ、独立管理が可能な構造を考慮する必要があります。  
利用者が、誤って麻布大学に出入りしないよう、動物愛護センター部分を区画する等の対策を考慮する必要があります。

### 【対応】

動物愛護センターに近接した専用又は優先利用可能な駐車エリアや動線、エントランスを設定します。

麻布大学との動物愛護センターの施設の共用、活動の連携等を考慮しつつ、独立管理が可能な計画とします。

利用者(市民)、職員、大学関係者の利用区域を設定します。

## (3) 災害時対応

- 動物の一時収容  
災害時において、負傷した動物の保護や逸走した動物の収容を行うため、一時的に動物の収容が増加することが見込まれ、対応スペースの確保が必要です。
- 災害時に使用する物品の備蓄  
収容頭数の増加とともに、ペットフードやペットシートなどの備蓄が必要となります。

### 【対応】

緊急時の動物収容に対応できるような設備を確保するとともに、備蓄についても考慮します。

また、非常用電源、井戸水等の利用により、災害時の施設利用や麻布大学との連携に支障が生じないよう配慮します。

#### (4) 事務業務

- 動物取扱業の登録・届出・監督等  
窓口業務として、犬の登録や動物取扱業の登録、特定動物の許可など幅広い業務を取り扱います。申請受付業務などには時間を要するため、応対用の机や椅子などを設置する必要があります。  
また、監督・指導業務においては動物取扱業者への指導等が必要となるため、指導の内容などの情報の取扱いを考慮した機能が必要となります。
- 入出管理  
大学関係者等の入出管理を考慮する必要があります。
- 備品等の保管管理  
各種書類・データの管理、備品の管理業務を考慮する必要があります。

##### 【対応】

動物愛護センター内の利用者(市民)、職員、大学関係者の利用(立入)区域を明確に設定します。

また、防犯管理、維持管理等に関して麻布大学との分担や連携を考慮します。

#### (5) ガバナンス体制

動物愛護センターは、単なる動物の収容施設ではなく、市民に開かれた公的施設です。このため、事業の運営に当たっては、引き続き、麻布大学、市獣医師会、動物愛護ボランティア等の多様な主体との連携を考慮する必要があります。

##### 【対応】

麻布大学、市獣医師会、ボランティア等で構成する運営協議会を設置することなどについて検討します。

## 7. 管理運営体制の整理

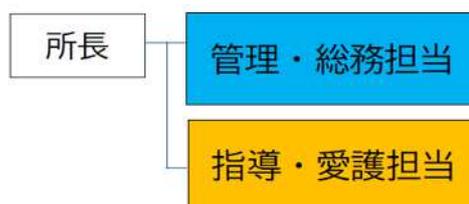
### 7-1 管理運営体制

現時点で想定している動物愛護センターの管理体制について、次のとおり整理しました。なお、今後の社会情勢等により変更する可能性があります。

#### (1) 管理運営体制と想定人工

動物愛護センターの管理運営の主体は市であり、市の生活衛生課の動物愛護管理担当をセンター内の事務所に配置します。

【管理運営体制のイメージ】



#### (2) 専門職(獣医師、愛玩動物看護師等)の役割

動物愛護センターで行う業務は、獣医師が中心となって行います。

また、収容動物の健康管理等を行う愛玩動物看護師の配置について検討します。

#### (3) 取扱い動物

次の法律に基づき、取扱いや運用を設定します。

##### 市の義務

動物愛護管理法：①犬及び猫の引取り

②公共の場所で負傷している犬、猫等の動物の収容

狂犬病予防法：犬の捕獲・抑留

動物愛護管理法に規定する②の犬及び猫以外の動物種については、相模原市動物の愛護及び管理に関する条例等施行規則(平成22年規則第93号)で、いえうさぎ、鶏、いばと及びアヒルの4種類と定めており、動物愛護センターの設置後も継続して収容・譲渡に努めます。

##### 〈収容規模〉(過去の収容実績から算出)

犬 : 15～20頭

猫 : 約50頭

その他の動物 : 3～5匹 ※流動的に使用可能なケージ

#### (4) 業務の一部の委託化の検討

動物の飼養管理、施設の清掃など業務の一部について、委託化を検討します。

## 7-2 施設管理体制

麻布大学の敷地の一部と施設を借用し、市の施設として運営しますが、施設としては同じ敷地の大学施設の一部であることを考慮します。

### (1) 平時の維持管理

建物全体の維持管理は麻布大学が行い、占有部分については市が管理します。光熱水費等については、必要な費用負担方法について麻布大学と協議します。

### (2) 平時のセキュリティ管理

防犯管理については、麻布大学部分は引き続き同大学の管理手法に即して管理を行い、動物愛護センター部分は市が管理することとし、相互に情報共有しながら、同大学が施設全体を総合的に管理することを検討します。

### (3) 災害時の体制

麻布大学の非常時の危機管理体制、火災時の自衛消防組織等との関わりに関して、同大学と調整します。

また、災害時には、相模原市地域防災計画等に基づく動物救護対策の拠点としての機能を果たす必要があるため、その運用についても麻布大学と協議していきます。

## 8. 必要諸室

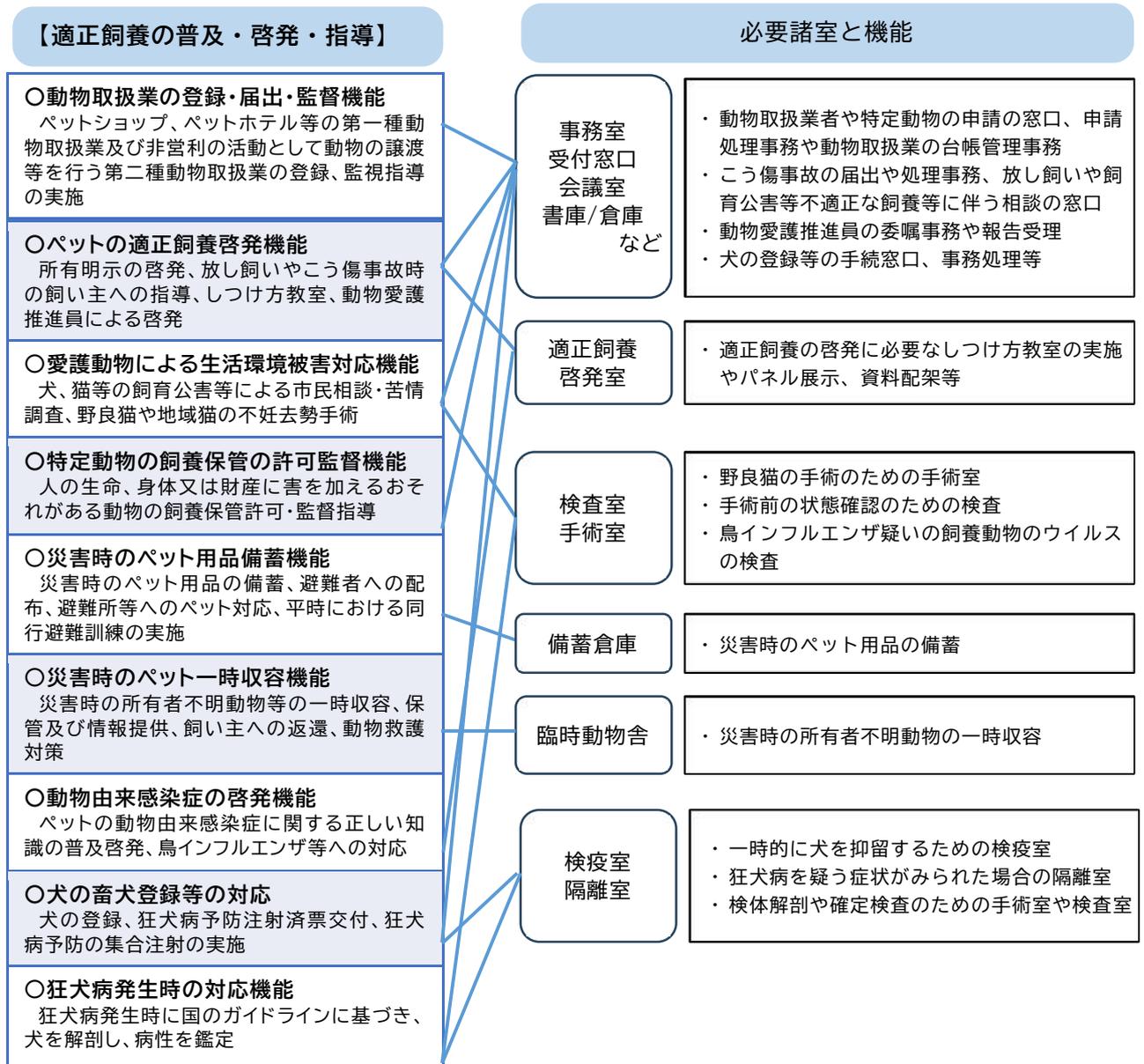
### 8-1 必要機能の整理

基本方針や課題の整理から、動物愛護センターに必要と考えられる機能は、次のとおりです。

【適正飼養の普及・啓発・指導】	【動物の適正な収容・譲渡】	【動物愛護精神の醸成】
<p>○動物取扱業の登録・届出・監督機能 ペットショップ、ペットホテル等の第一種動物取扱業及び非営利の活動として動物の譲渡等を行う第二種動物取扱業の登録、監視指導の実施</p>	<p>○動物の適正収容機能 飼養管理基準を満たした収容動物の保管管理、公共の場所において、疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の収容、治療等措置 ※ 収容動物は狂犬病予防法と動物愛護管理法・市動物愛護管理条例に定める動物とし、野生動物は含まない</p>	<p>○動物愛護啓発機能 動物の飼養の有無にかかわらず動物愛護の普及、動物愛護週間イベントの実施、遺棄、虐待防止の啓発、SNS等を使用した啓発</p>
<p>○ペットの適正飼養啓発機能 所有明示の啓発、放し飼いやこう傷事故時の飼い主への指導、しつけ方教室、動物愛護推進員による啓発</p>	<p>○収容動物の返還・譲渡機能 収容動物の飼い主への返還、譲渡希望の個人や団体への譲渡</p>	<p>○動物に関する教育活動機能 出張型・来所型の愛護教育、命の教室、ふれあい講座、しつけ方教室、動物介在活動</p>
<p>○愛護動物による生活環境被害対応機能 犬、猫等の飼育公害等による市民相談・苦情調査、野良猫や地域猫の不妊去勢手術</p>	<p>○収容動物の獣医療実施機能 収容時の感染予防や疾病に対する治療及び不妊去勢手術</p>	
<p>○特定動物の飼養保管の許可監督機能 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物の飼養保管許可・監督指導</p>	<p>○収容する動物を削減する機能 多頭飼育届出制度及び福祉連携による不適正な飼養の早期発見、野良猫や地域猫の不妊去勢手術</p>	
<p>○災害時のペット用品備蓄機能 災害時のペット用品の備蓄、避難者への配布、避難所等へのペット対応、平時における同行避難訓練の実施</p>	<p>○収容動物の譲渡促進機能 収容動物の譲渡会の実施、収容動物の譲渡前説明会、譲渡に向けた収容動物の馴化、譲渡団体の登録</p>	
<p>○災害時のペット一時収容機能 災害時の所有者不明動物等の一時収容、保管及び情報提供、飼い主への返還、動物救護対策</p>	<p>○譲渡ボランティアの支援機能 譲渡の機会の創出、連絡会の定期開催</p>	
<p>○動物由来感染症の啓発機能 ペットの動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発、鳥インフルエンザ等への対応</p>		
<p>○犬の畜犬登録等の対応 犬の登録、狂犬病予防注射済票交付、狂犬病予防の集合注射の実施</p>		
<p>○狂犬病発生時の対応機能 狂犬病発生時に国のガイドラインに基づき、犬を解剖し、病性を鑑定</p>		

## 8-2 必要諸室と機能

基本方針から抽出される必要諸室と機能は、次のとおりです。



### 【動物の適正な収容・譲渡】

- 動物の適正収容機能  
飼養管理基準を満たした収容動物の保管管理、公共の場所において、疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の収容、治療等措置  
※ 収容動物は狂犬病予防法と動物愛護管理法・市動物愛護管理条例に定める動物とし、野生動物は含まない
- 収容動物の返還・譲渡機能  
収容動物の飼い主への返還、譲渡希望の個人や団体への譲渡
- 収容動物の獣医療実施機能  
収容時の感染予防や疾病に対する治療及び不妊去勢手術
- 収容する動物を削減する機能  
多頭飼育届出制度及び福祉連携による不適正な飼養の早期発見、野良猫や地域猫の不妊去勢手術
- 収容動物の譲渡促進機能  
収容動物の譲渡会の実施、収容動物の譲渡前説明会、譲渡に向けた収容動物の馴化、譲渡団体の登録
- 譲渡ボランティアの支援機能  
譲渡の機会の創出、連絡会の定期開催

### 必要諸室と機能

- 事務室  
受付窓口  
飼養管理待機室  
など
  - ・ 多頭飼育の届出先及び事務処理
  - ・ 福祉連携関連事務処理
  - ・ 不妊去勢手術の助成金関連事務処理
- 飼養室  
〔犬・猫〕  
〔その他動物〕  
など
  - ・ 収容した犬や猫、その他の動物の飼養管理
- シャンプー室  
トリミング室
  - ・ 収容動物の譲渡促進
  - ・ 収容動物の健康管理、動物福祉の維持
- 譲渡室
  - ・ 譲渡に向けた面談等
- エックス線診療室
  - ・ 負傷動物の措置等
- 検疫室  
隔離室
  - ・ 一時的に犬を抑留するための検疫
  - ・ 感染症を疑う症状がみられた場合の隔離
- 検査室  
処置室  
手術室  
など
  - ・ 負傷動物の措置検討
  - ・ 多頭飼育崩壊の発生時等に収容動物の不妊去勢手術
- 猫展示室  
トレーニング室
  - ・ 収容動物の馴化や譲渡促進
  - ・ 収容犬の馴化、しつけ
- 相談室  
研修室
  - ・ 譲渡前説明会や相談会
  - ・ ボランティアの保護した猫の譲渡会
  - ・ サポーター連絡会や研修会
- 屋外運動場
  - ・ 収容犬の健康管理

### 【動物愛護精神の醸成】

- 動物愛護啓発機能  
動物の飼養の有無にかかわらず動物愛護の普及、動物愛護週間イベントの実施、遺棄、虐待防止の啓発、SNS等を使用した啓発
- 動物に関する教育活動機能  
出張型・来所型の愛護教育、命の教室、ふれあい講座、しつけ方教室、動物介在活動

### 必要諸室と機能

- 適正飼養  
啓発室
  - ・ 適正飼養の啓発に必要なしつけ方教室の実施やパネル展示、資料配架等
- 研修室
  - ・ 動物の適正飼育の普及に関する講座や情報発信、研修等
- ふれあい室  
行動観察室  
学習室
  - ・ 命の教室やふれあい講座、動物介在活動としての動物との関わりや習性を学ぶ

### 8-3 必要諸室の整理

「8-2 必要諸室と機能」を踏まえ、動物愛護センターに必要となる諸室と規模の考え方を次のように整理しました。

- A 動物管理部門(収容・管理)(医療・健康管理)
- B 普及啓発・交流部門
- C 事務管理部門
- D 共用部門
- E 屋外施設部門

A 動物管理部門①(収容・管理)		約 250 ㎡	
室名	概要	備考	
検疫室	検疫室(犬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型犬に対応可能な処置台等の設置</li> <li>・診察、処置スペースの確保</li> <li>・固定ケージの設置</li> <li>・洗浄シンク、手洗い器の設置</li> <li>・靴の履き替えスペースの設置</li> <li>・飼料保管庫の設置</li> <li>・ケージ、キャリー置場(棚)の設置</li> <li>・前室の設置</li> </ul>	
	検疫室(猫)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診察、処置スペースの確保</li> <li>・洗浄シンク、手洗い器の設置</li> <li>・靴の履き替えスペースの設置</li> <li>・飼料保管庫の設置</li> <li>・ケージ、キャリー置場(棚)の設置</li> <li>・前室の設置</li> </ul>	
隔離室	隔離室(犬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定ケージの設置</li> </ul>	
	隔離室(猫)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケージ、キャリー置場(棚)の設置</li> </ul>	
飼養室	犬飼養室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定ケージの設置(大型犬対応可)</li> <li>・飼料の保管場所、餌の調製場所の設置</li> </ul>	
	猫飼養室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定ケージの設置</li> <li>・ケージ、キャリー置場(棚)の設置</li> <li>・飼料の保管場所、餌の調製場所の設置</li> </ul>	
	その他動物飼養室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケージ、キャリー置場(棚)の設置</li> <li>・飼料の保管場所、餌の調製場所の設置</li> </ul>	いえずぎ、鶏、 いえぼと及びアヒルを基本とする
猫展示室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャットタワー等の設置</li> <li>・手洗い器の設置</li> <li>・室外から室内を見通せる構造の確保</li> <li>・靴の履き替えスペースの設置</li> </ul>		
トレーニング室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型犬が運動可能なスペースの確保</li> </ul>	屋外運動場との 共用を検討	
臨時動物舎・備蓄倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケージ、キャリー置場(棚)の設置</li> <li>・備蓄用の飼料、物品等の保管場所の設置</li> </ul>		
死体安置室		廃棄物保管庫との 共用を考慮	

A 動物管理部門②(医療・健康管理)		約 200 m <sup>2</sup>	
室名	概要	備考	
医療・ 処置室	検査室 処置室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型犬に対応可能な検査台等の設置</li> <li>・診察、処置スペースの確保</li> <li>・固定ケージの設置</li> <li>・洗浄シンク、手洗い器の設置</li> <li>・靴の履き替えスペースの設置</li> <li>・ケージ、キャリー置場(棚)の設置</li> <li>・薬品庫(鍵付き)の設置</li> </ul>	
	手術室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型犬に対応可能な手術台、処置台の設置</li> <li>・手洗い器の設置</li> <li>・前室の設置</li> </ul>	
	エックス線診療室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エックス線装置の設置</li> </ul>	ポータブル機器も考慮
飼育管理等待機室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩スペース、事務スペースの設置</li> <li>・更衣室、シャワー室の設置</li> <li>・洗濯機、乾燥機、手洗い器の設置</li> </ul>	事務室との連携を考慮
シャンプー室 トリミング室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャットバス、ドッグバスの設置</li> </ul>	
リネン室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗濯機、乾燥機、手洗い器の設置</li> </ul>	
機器保管	医療機器保管庫		
	機器保管庫		倉庫、備蓄庫との共用を考慮

B 普及啓発・交流部門		約 150 m <sup>2</sup>	
室名	概要	備考	
セミナー 系諸室	適正飼養啓発室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備品倉庫等を併設</li> </ul>	多目的利用、大学との連携利用を検討
	研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備品倉庫等を併設</li> </ul>	
	相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーの確保</li> </ul>	
譲渡促進	犬譲渡室 猫譲渡室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡前面談に必要な椅子、机頭などの設置</li> </ul>	
	ふれあい室 行動観察室 学習室		セミナー系諸室や展示室と共用等を検討

C 事務管理部門		約 200 m <sup>2</sup>		
室名	概要	備考		
事務系	事務室 受付窓口 休憩室/給湯室 更衣室/シャワー室 トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法(昭和 47 年法律 57 号)による基準の確保</li> <li>・快適性の考慮</li> </ul>	飼育管理等待機室との連携を考慮	
	会議室		共用部門との共用を考慮	
	書庫/保管庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯、セキュリティの確保</li> </ul>	休憩室との共用を考慮	
	倉庫等	倉庫 備蓄倉庫		機器保管庫との共用を考慮
		車庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の逸走防止対策の確保</li> </ul>	
		廃棄物保管庫		死体安置室との共用を考慮

D 共用部門		約 200 m <sup>2</sup>
室名	概要	備考
通路	待合・ロビー	・ベンチ等の設置
	廊下・階段	・手すりの設置
トイレ	・バリアフリートイレの設置	事務管理部門との共用を考慮

#### 【建築物の床面積について】

建築物としての規模(総面積(A～Dの合計))は、おおむね1,000m<sup>2</sup>です。  
共用部分は、一般的には階構成等により10～30%弱と幅があります。

建築物の構成や麻布大学と共用スペースの一部を共有するなどの設定により、市の占有面積は一定の増減が想定されます。

建築物の規模は1,000m<sup>2</sup>程度を目安とします。

E 屋外施設部門		約 700 m <sup>2</sup>
施設名	施設概要	備考
屋外運動場	・手洗い器、水飲み場、洗い場の設置	屋根、シェルター、パーゴラ等の設置検討
駐車場	・大型乗用車を想定した駐車区画の設置 ・障害者等用駐車区画の設置 ・EV車両駐車区画の設置	
駐輪場		職員用との共用

#### 【屋外空間(外構)について】

屋外の必要施設は、建築物を除き、おおむね700m<sup>2</sup>程度です。このほか動物愛護センターまでの通路や管理のための門扉、バックヤード、屋外の設備機器置場、緑地等が必要となります。

上記の内容を考慮すると、少なくとも動物愛護センターには、上記の表にある屋外施設の1.5倍以上の屋外空間(1,000m<sup>2</sup>)が必要となります。

セキュリティ等の面からエリアを区切るとすると、麻布大学内の既存の施設との離隔や緩衝地帯の確保、動物愛護センターの設置に影響する大径木等も存在することから、更にゆとりのある空間が必要となります。

建築物を除く屋外空間は1,000m<sup>2</sup>以上を目安とします。

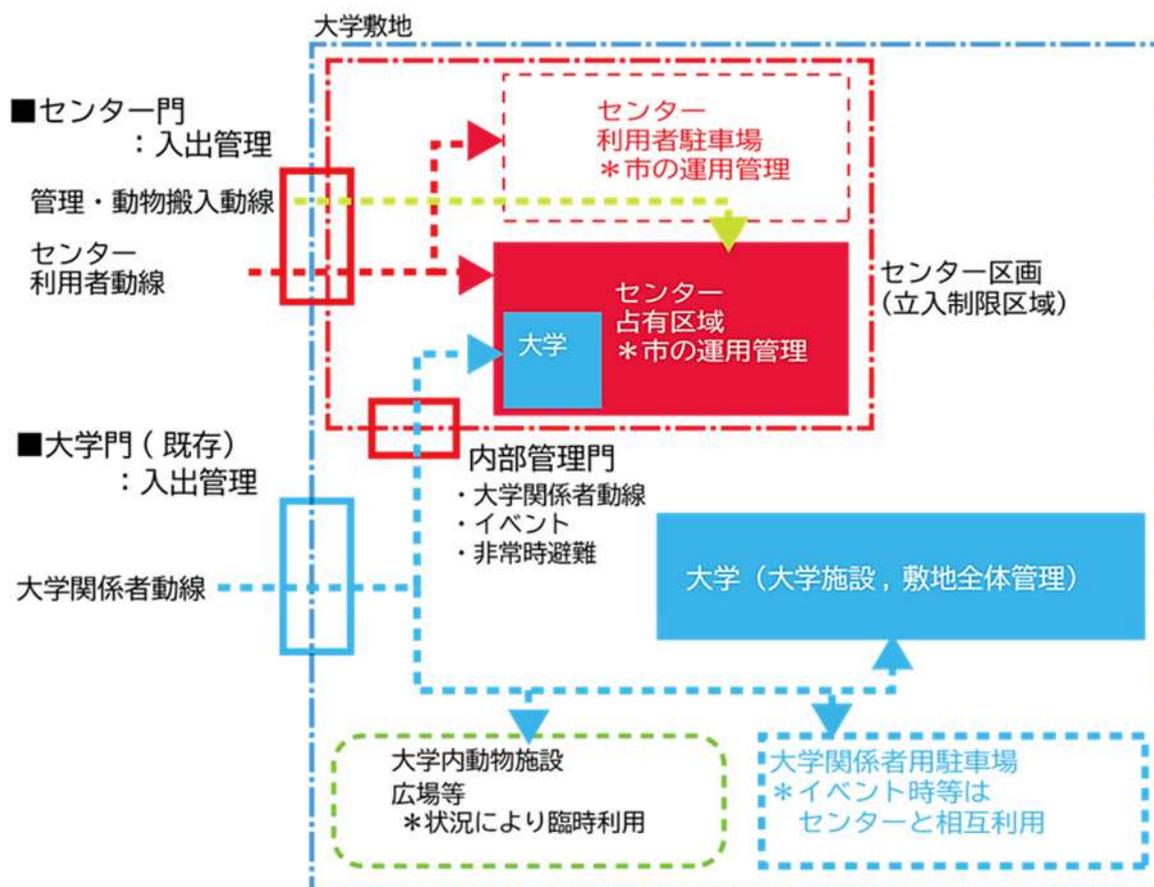
## 9. 配置計画

### 9-1 大学内での配置と利用動線

動物愛護センターは、麻布大学内の施設の一部を利用(占有)します。麻布大学のセキュリティ保持、動物愛護センターの利便性等を考慮した利用と動線を整理し、次のとおり、概念図を示します。

敷地外から直接動物愛護センターにアクセスする動線を設けます。大学関係者は、麻布大学の正門を利用し、利用者と交差しない動線を確保します。

【動物愛護センターの利用概念図】



### 9-2 維持管理、災害時の利用、大学との連携等

「7. 管理運営体制の整理」で示した維持管理の考え方により、平常時は敷地内に動物愛護センターの区域を設けて独立した形で運用します。

非常時や施設(敷地内)全体の管理については、基本的に所有者である麻布大学の統括により運用を行います。

### 9-3 諸室の配置とゾーニング

「8. 必要諸室」で検討した「動物管理部門」、「普及啓発・交流部門」及び「事務管理部門」について、動線計画やセキュリティ面を考慮し、ゾーニングします。

動物管理部門は、「収容・管理」と「医療・健康管理」にセクションを分け、動物搬入の動線については、検閲・検査・隔離を行って健康状態に問題がない動物を飼養区域に移動します。

普及・啓発部門は、来館する市民、ボランティア等の動線を考慮します。

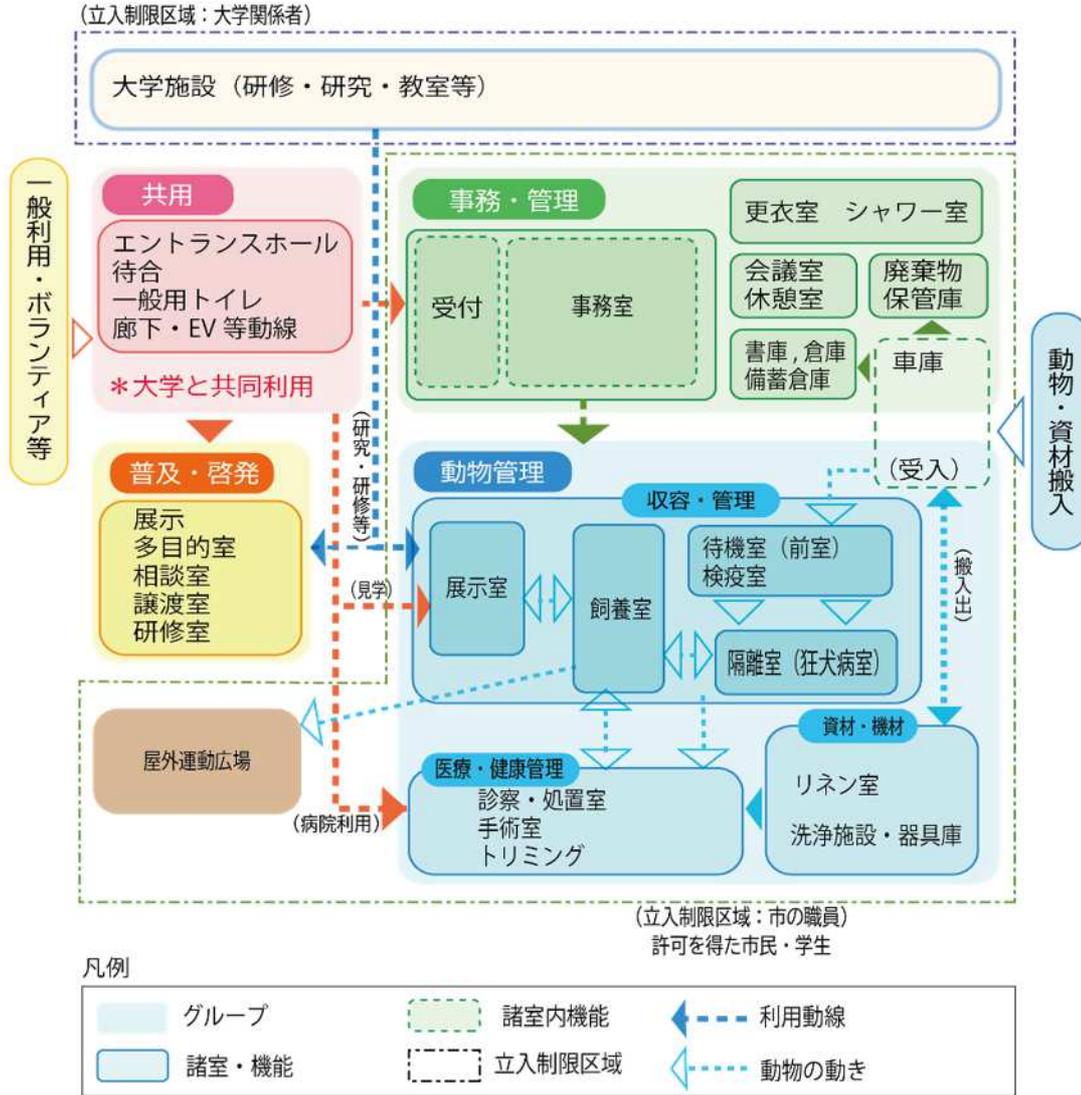
事務管理部門は、申請や相談に訪れる市民、ボランティア等の動線を考慮するとともに、職員等の動線、セキュリティ面を考慮します。

### 9-4 公共施設としての利用計画

動物愛護センターの整備に当たっては、必要な機能を確保した上で、相模原市公共施設等総合管理計画に基づき、最小限の床面積とします。

- ・ 共用可能な諸室については、できる限り集約する。  
例：多目的に利用できる諸室を設置する。
- ・ 民間活用による諸室の削減を図る。  
例：民間の動物病院で野良猫の不妊去勢手術を行った際に助成金を交付する。
- ・ 感染制御に配慮した上で、麻布大学側と設備の共同利用等を検討する。  
例：会議室、手術室、トリミング室などの共同利用について調整を図る。

# 【動物愛護センターの構成と利用区分】



## 9-5 法的要件の整理

遵守すべき主な法規制は、次のとおりです。

項目	法令等(関連する市の条例等がある場合には、当該条例等を含む。)
動物関連	動物愛護管理法
	狂犬病予防法
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)
	獣医療法(平成 4 年法律 46 号)
建築関連	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
	建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)
	消防法(昭和 23 年法律 186 号)
	景観法(平成 16 年法律第 110 号)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年第 91 号)
	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)
	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)
	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)
供給施設関連	駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)
	水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
	下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
	電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
	ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)
その他	電波法(昭和 25 年法律 131 号)
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)
	毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)
	騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
	振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
	土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)
	水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
	大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)	

## 10. 連携事業

動物愛護センターの設置を契機として、麻布大学と連携した各種事業を実施することで、より効果的な事業の推進を図ります。

現在想定している連携事業は次のとおりですが、麻布大学内に設置するメリットをいかし、新たな連携事業の創出に取り組みます。

また、近隣自治体との連携についても検討します。

### (1) 動物の適正飼養の普及・啓発・指導

#### ○ 動物愛護啓発イベントの開催

麻布大学のイベント等と市の啓発事業の共同開催により、動物の適正飼養の普及啓発を行います。また、近隣自治体の住民にも参加いただけるよう、広く周知に努めます。

### (2) 動物の適正な収容・譲渡

#### ○ 動物福祉に配慮した収容動物の飼養管理、馴化

愛玩動物看護師を目指す麻布大学の獣医保健看護学科の学生や教員との連携により、収容動物への動物福祉の確保に努めるとともに、馴化を促し、譲渡を促進します。

### (3) 動物愛護精神の醸成

#### ○ 動物ふれあい事業

動物とのふれあいは、市民の動物愛護精神の醸成に効果的であるものの、動物福祉への配慮が必要であるため、麻布大学の専門的な助言を得て実施します。

#### ○ 多頭飼育崩壊発生時の不妊去勢手術等

多頭飼育崩壊の発生時は一時的に多くの収容があり、動物の洗浄や不妊去勢手術の実施を実施する必要があるため、麻布大学の協力を得て対処します。

#### ○ 保護犬・保護猫の譲渡会の開催

保護犬・保護猫の譲渡率の向上に向けて、麻布大学、ボランティア等と連携して譲渡会を開催します。

## 1.1. 事業スケジュール

令和8年度に基本計画を策定し、引き続き令和11年度中の供用開始に向けて、大学との協議・調整を継続します。



## 参考資料(施設規模)

動物愛護センターの整備の検討に当たり、同規模の他市と比較・検討し、目安となる施設規模を設定しました。

同規模の他市の施設規模を参考にすると、市の動物愛護センターの規模は、1,000㎡程度が目安と言えます。また1・2階建ての比較的低層の施設が多い状況です。

【他市の動物愛護センターの規模等の比較】

市名	横浜市	川崎市	千葉市	さいたま市	横須賀市	相模原市
人口	380万人	150万人	98万人	130万人	41万人	72万人
収容数 (R元-5平均)	犬:165 猫:766	犬:58 猫:350	犬:71 猫:253	犬:60 猫:111	犬:42 猫:85	犬:54 猫:170
延床面積(㎡)	2,858.24	2,308.00	1,298.68	1,461.29	513.47	1,006.76
収容数(犬+猫) /延床面積	0.33	0.18	0.25	0.12	0.25	5市平均 0.22

※ 表中の相模原市の延床面積(㎡)の数値は、他市の収容数(犬+猫)/延床面積の平均を用いて算出したものです。

※ 他市の収容数については、環境省発行「動物愛護管理行政事務提要」の「犬・猫の引取り及び負傷動物等の収容並びに処分の状況」から計算しました。